

大阪市監査委員	足 高 將 司
同	広 岡 一 光
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 3 月 30 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

市健康福祉局（以下「局」という。）は、平成 20 年 3 月 12 日付け住民監査請求（以下「前回請求」という。）により、住之江区住吉川地区社会福祉協議会高齢者食事サービス事業（以下「食事サービス事業」という。）に関する市補助金（以下「本件補助金」という。）の目的外支出について、248 万円を返還させた。また、平成 20 年度の本件補助金は交付停止となり、それまでプールされてきた住之江区住吉川地区社会福祉協議会食事サービス委員会（以下「委員会」という。）補助金振込預金残高を平成 20 年度の食事サービス事業に充てるなど、是正を指導した。

しかし、前回監査対象後も、口座通帳及び出納簿から、目的外支出が依然として行われていることがわかった。市は、監督・指導及び是正措置を怠っている。よって、前回監査対象以後平成 20 年 12 月までの目的外支出について返還させるなど必要な措置を求める。

違法支出は、委員会委員長名義口座（以下「口座」という。）通帳からの、平成 20 年 3 月 28 日の 4,250 円（提灯）、3,230 円（ポスター）、4,250 円（カラーコピー代）、55,023 円（材料費）、62,100 円（さくら餅）、21,120 円（デザート）、825,000 円（厨房改修工事代）、同年 3 月 31 日の 181,692 円（材料費）、80,430 円（折詰）、88,000 円（デ

デザート)、32,000円(お茶)、1,360円(文具)、同年4月14日の41,770円(容器購入)、11,340円(容器購入)、65,000円(会館使用料)、36,000円(会館使用料)、66,000円(会館使用料)、825,000円(厨房改修工事代)、及び委員会出納簿からの、平成19年4月1日の53,156円(さくらカーニバル会食会材料費)、同年6月20日の40,000円(郡上八幡旅行 高齢者祝儀)、同年11月25日の6,000円(研修旅行 運転手心付け)、10,000円(同 ホテル仲居)、同年12月9日の63,135円(デザート)、平成20年1月16日の1,264,450円(研修旅行差額)、同年4月24日の1,440円(NHKお茶菓子)、同年5月1日の50,000円(立替え)、同年6月1日の40,000円(立替え)、同年7月13日の104,648円(ふれあい弁当材料費)の合計4,036,394円である。

米代は、平成15年度以降の食数の増加と米使用量増加が不自然。また、21年度のふれあい配食の疑問。配食は一人暮らしの外出困難な高齢者を主に対象としたものであり、多量につくって販売するなどは高齢者食事サービスの目的に反する。

口座残高は、食事サービス利用者の負担金(1人400円)で賄ってきたもので、負担金と材料費の差額を生じさせたうえ、本件補助金1人250円分をプールしてきた。市は、補助金要綱に基づきプール金全額を返還させ、市の損害回復をすべきところ、それを怠っている。

以上から、請求人らは、監査委員が市長に対し、平成19年度以後の目的外支出にあたる補助金4,036,394円を返還させること、委員会はプール金消化のため食事サービス事業を装った弁当販売を続けており、違法な公金支出の是正を怠っている関係局に対する処分を行うこと、補助金の違法支出を継続している食事サービス事業に対し、今後の補助金交付を差し止めることなどについて、勧告することを求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

今回の請求において、請求人は、委員会側が受領した本件補助金が、前回監査対象後も依然として目的外に支出されたり、不正にプールされたりしていることから、本市職員等がプール金の返還請求権を行使しないなど、違法不当に「財産(債権)の管理を怠る事実」がある旨主張しているものと解される。

同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないとされており、また、同一事件について二個以上の請求がなされた場合でも、一個の請求について行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、他の請求について改めて監査を行うことなく、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている。本件請求については、請求人は「市は、補助金要綱に基づきプール金全額を返還させ、市の損害回復をすべきところ、それを怠っている」旨主張されているように、請求の対象は、実質的にみて、請求人のうち6人が行った前

回請求の対象と同一の債権についての管理を怠る事実を対象としたものと解するほかない。

加えて、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求は、本市職員等による当該行為等について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。しかしながら、本件請求において請求人が、目的外であるとする支出については、補助金受領者側による違法使用とされるものが縷々主張されているものの口座等の記載内容から違法不当性が主観的に思料されると主張しているにとどまり、本来主張すべき本市職員等に固有の違法不当性が個別具体的に摘示されているものと解することはできない。

さらに、現に、前回請求を受けて、住民訴訟が提起され係争中であり、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解されていることからしても、本件請求を、前回請求と別個のものとする必要性を見出すことも困難というほかない。

以上のことから、本件請求のうち、前回請求における請求人であった者に係る請求については、本件請求は法第 242 条に定める要件を満たさず住民監査請求の対象にはならないものと判断し、その他の請求人に係る請求については、改めて監査を行うことなく、前回請求に係る監査結果である別添平成 20 年 5 月 7 日付け大監第 9 号の写しをもって、あわせて本件請求に係る通知の一部とする。

なお、前回監査結果通知後、局において、補助金交付要綱の整備や審査・チェック体制の見直しなどが行われているところであるが、補助金の使途について市民から疑念を抱かれることのないよう、厳正な審査・チェックを行い、補助金の適正な執行に一層努めることが、高齢者食事サービス事業の透明性の確保、ひいては本事業への信頼の確保につながるものと考えられるので、この際あえて所感を付記する。